

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成30年9月11日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時51分

出席者 委 員 委員長 平 池 紘 士
小 平 啓 佑 川 上 均 坂 東 一 敏
茂 呂 健 市 広 瀬 義 明 小 堀 良 江
議 長 大阿久 岩 人
傍 聴 者 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子
大 谷 好 一 青 木 一 男 内 海 成 和
小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃
入 野 登志子 千 葉 正 弘 白 石 幹 男
永 田 武 志 福 富 善 明 関 口 孫一郎
針 谷 正 夫 梅 澤 米 満 福 田 裕 司
中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦
主 査 新 村 亜希子 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

商工振興課長	福原	誠
観光振興課長	癸生川	亘
農業振興課長	秋間	広行
農林整備課長	黒子	俊之
産業基盤整備課長	澁江	和弘
大平産業振興課長	大久保	勝弘
藤岡産業振興課長	毛塚	政宏
都賀産業振興課長	毛塚	芳彦
西方産業振興課長	石川	徳和
岩舟産業振興課長	苗木	裕
教育総務課長	天海	俊充
学校教育課長	大阿久	敦
保健給食課長	藤平	恵市
生涯学習課長	大橋	嘉孝
公民館課長	三柴	浩一
スポーツ振興課長	飯島	正則
文化課長	大塚	治男
文化課主幹	青木	一忠
文化課主幹	小野寺	正義
農業委員会事務局次長	高野	義宏

平成30年第4回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

平成30年9月11日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第9号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（平池紘士君） 当委員会に付託された案件は、常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第2号の説明聴取

○委員長（平池紘士君） 平成29年度各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査につきましては、9月18日に開催する常任委員会においてお願いしたいと思っておりますので、ご了承願います。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いいたします。

福原課長。

○商工振興課長（福原 誠君） おはようございます。商工振興課長の福原と申します。よろしくお願いたします。それでは、私のほうから説明させていただきますので、着座にて失礼いたします。

それでは、平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、決算書の208、209ページをお開きください。2款総務費からご説明いたします。まず、1項14目地域づくり費になりますが、備考欄の中ほどで、上から11事業目になります。かかしの里ローラースライダー修繕事業費（大平地域会議）につきましては、老朽化等により動きの悪くなっ

たローラー65本の交換修理費であります。

次の道の駅みかもギャラリースペース整備・地域住民総アーティスト事業費（藤岡地域会議）につきましては、道の駅みかも休憩施設内に写真や絵画など幅広く市民の方が展示できるスペースを整備したものであります。

次のわたらせふれあい農園整備・利用者支援事業費（藤岡地域会議）につきましては、農園利用者や市民の方の休憩施設として設置した西洋あずまや1棟の工事費が主なものであります。

次の岩舟のふるさとPR事業費（岩舟地域会議）につきましては、岩舟地域の自然、歴史、農産物といった観光資源を地域内外に紹介するためのPR動画を作成した委託料が主なものであります。

次に、備考欄下から2事業目、プロジェクター購入事業費（西部地域会議）につきましては、講習会、研修会等に使用するためのプロジェクターを皆川公民館、吹上公民館及び寺尾公民館に各1台設置するための備品購入費であります。

次の地域イベント用テント購入事業費（大平地域会議）につきましては、地域イベント用テントの購入費であります。

続きまして、210、211ページをお開きください。備考欄1事業目、岩舟の郷土歴史伝承事業費（岩舟地域会議）につきましては、円仁に関する講演会の講師謝金及び岩舟地域に縁のある慈覚大師円仁や小野寺氏を中心とした歴史年表作成のための委託費が主なものであります。

次の栃木城址の魅力再発見事業費（中央地域会議）につきましては、栃木城址案内看板作製業務委託料が主なものであります。

次のふるさと看板設置事業費（西部地域会議）につきましては、栃木西部地域内の文化財等についての説明看板を設置するための看板設置業務委託料であります。

次の下野国庁跡整備事業費（東部地域会議）につきましては、下野国庁跡前殿前の広場のベンチが老朽化していたため、新たなベンチの購入費であります。

次の下野国庁まつり舞台等整備事業費（東部地域会議）につきましては、下野国庁まつり舞台等整備工事費が主なものであります。

続きまして、214、215ページをお開きください。1項15目諸費になりますが、備考欄の上から3事業目、国県支出金返還金（農業振興課）につきましては、平成26年2月の大雪及び同年8月の竜巻による災害に伴い実施した被災農業者向け経営体育成支援事業による補助金について、消費税の確定申告に伴い、一部農家から補助金相当額の返還を受けたことによる返還金であります。

次の国県支出金返還金（農林整備課）につきましては、多面的機能支払交付金事業において平成29年度の実績で交付金の対象面積が減少し、活動組織から交付金の返還を受けたことによる返還金であります。

続きまして、少し飛びまして、270、271ページをお開きください。5款労働費につきましてご説

明いたします。1項1目労働諸費になりますが、備考欄の上から2事業目の共同高等産業技術学校補助金につきましては、事業所の従業員が必要な技能、知識を習得するための職業訓練施設である栃木並びに鹿沼共同高等産業技術学校の運営に対する補助金であります。

次の労働福祉事業費につきましては、事業所におけるワークライフバランスを推進するための講演会開催委託料やハローワーク栃木と連携した中高年者合同就職面接会の会場借上料が主なものであります。

次の勤労者福祉サービスセンター補助金につきましては、中小企業が単独では実施が困難な福利厚生事業を行うために設立された栃木市勤労者福祉サービスセンターの運営に対する補助金であります。

次の勤労者向け資金融資預託金につきましては、同一事業所に1年以上勤務している市内居住の勤労者の方を対象として、2,000万円を限度に住宅新築等のための融資を行う勤労者住宅資金融資の原資として中央労働金庫へ預託をしたものであります。

続きまして、2目勤労者福祉施設費になりますが、備考欄1事業目の勤労青少年ホーム管理運営委託事業費につきましては、栃木及び大平勤労青少年ホームの指定管理者である環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体に対する管理運営委託料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、勤労者体育センター管理運営委託事業費につきましては、指定管理者である環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の勤労者総合福祉センター管理運営委託事業費につきましては、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

続きまして、272、273ページをお開きください。6款農林水産業費につきましてご説明いたします。1項1目農業委員会費になりますが、備考欄の上から2事業目の農業者年金事業費につきましては、農業者年金加入促進推進員手当が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、農業委員会運営費につきましては、農業委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬が主なものであります。

次の農地銀行活動事業費につきましては、農地の流動化を促進するため、農家や農地の情報処理を行うコンピューターのソフトウェアレンタル料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、機構集積支援事業費につきましては、農地台帳整備等のための臨時職員賃金であります。

続きまして、2目農業総務費になりますが、備考欄の下から2事業目、栃木県南公設地方卸売市場運営事業費につきましては、栃木県南公設地方卸売市場が平成29年9月30日付で民営化したことに伴いまして、平成29年4月1日から9月30日までを法定負担金として公設事務組合に対し支出をし、平成29年10月1日から平成30年3月31日までを委託事務に要する経費として小山市に対し支出

したものであります。なお、負担割合は29.09%であります。

次の農業振興課一般経常事務費につきましては、農政情報の提供や関連施策の円滑な推進のため、各集落の農政協力員101名に対する報償金が主なものであります。

続きまして、274、275ページをお開きください。備考欄1事業目の農業関係資金利子補助金（栃木）につきましては、農業経営者が融資機関から借り入れた農業近代化資金に係る利子補給が主なものであります。

続きまして、3目農業振興費になりますが、備考欄の上から3事業目、栃木市農業再生協議会負担金につきましては、栃木市農業再生協議会の運営に対する市の負担金であります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、本事業を円滑に実施するため推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成したものであり、栃木市農業再生協議会に対する補助金であります。

次に、1つ飛びまして、稲等病虫害防除事業費補助金につきましては、稲の病虫害防除を広域的に一斉に実施することにより、環境への負担軽減や作業を効率化し、生産性の向上を図った市内14の共同防除組織に対する補助金であります。

次に、1つ飛びまして、とちぎアグリフェスタ負担金につきましては、平成29年12月2日に下野農業協同組合と共催で開催した農業祭、とちぎアグリフェスタに対する当実行委員会への負担金であります。

次の首都圏農業確立対策補助事業費につきましては、経営体育成支援事業や水田フル活用促進整備事業、産地パワーアップ事業を活用し、機械導入及び施設整備を図った農家に対する補助金であります。

次の農業用廃ビニール処理補助金につきましては、施設園芸作物用の廃ビニールについて適正な処理と推進を図った各地域の廃ビニール処理対策協議会に対する補助金であります。

次に、1つ飛びまして、農振センター施設管理費につきましては、施設の光熱水費や施設警備委託料が主なものであります。

次の地域農産物活用補助事業費につきましては、市内農産物直売所連絡協議会13店舗に対し、農産物の安全安心をPRするため、事業に係る経費を支援した補助金であります。

続きまして、276、277ページをお開きください。備考欄3行目の都市農村交流事業費につきましては、寺尾地区、皆川地区、大柿地区及び西方地区等で実施した都市住民との農村交流事業でありまして、農業体験事業を展開した団体に対する補助金が主なものであります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、集落が抱える人と農地の問題解決に向け、農地中間管理機構を活用し、農地集積に協力した農家に対する補助金が主なものであります。

次の農地利用集積確保事業費補助金につきましては、農地の貸借により規模拡大を目指す認定農業者と、それに協力した農地所有者に対する補助金であります。

次の優良種苗購入事業費補助金につきましては、とちおとめ及びスカイベリーの生産拡大と品質向上のため、病害虫や土壌菌から隔離した優良種苗を生産者が購入するための経費の一部について支援をした補助金であります。

次に、2つ飛びまして、栃木市農業公社運営補助金につきましては、本市農業の振興を図るため農地利用集積に関する事業、農業経営の改善及び安定化の促進に関する事業を実施している栃木市農業公社に対する補助金であります。

次に、1つ飛びまして、農用地データ統合事業費につきましては、栃木市、旧岩舟町の合併以来、別管理となっていた農用地データを統合し、図面管理から電子地図データ管理へ移行しました約5万2,000筆のデータの収集及び整理、セットアップ等の業務委託であります。

次の体験型就農事業費につきましては、ふるさと応援基金を活用した農業インターンシップ事業で、平成29年度は指導農家の募集や研修生募集、平成30年度は研修実習を行う事業ですが、平成29年度はインターネット検索機能を活用した研修生募集広告経費が主なものであります。

次の産業祭開催事業費につきましては、おおひら産業祭実行委員会への負担金であります。

次の大平西地区農産加工所管理運営費、大平農村婦人の家管理運営費、藤岡農産加工センター管理運営費につきましては、燃料費及び光熱水費など施設の維持管理費が主なものであります。

次の産業祭実行委員会負担金につきましては、農商工連携により開催される、ふじおか産業祭実行委員会への負担金であります。

次のわたらせふれあい農園管理運営費につきましては、農園用地借地料が主なものであります。

次の西方農産物加工所管理運営費、真名子農産物加工所管理運営費、西方農村婦人の家管理運営費につきましても、燃料費、光熱水費などの施設の維持管理費が主なものであります。

次の岩舟町ふるさとセンター管理運営費につきましても、光熱水費及び修繕料などの施設の維持管理費が主なものであります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、岩舟農村環境改善センター、いわふねフルーツパークセンター、静和ふれあいの郷センターの3施設に対する指定管理運営委託料が主なものであります。

次の観光農園いわふね支援事業費につきましては、株式会社観光農園いわふねの経営改善計画策定業務及び経営改善に係る管理業務の委託料と経営の安定化を図るための資金としての貸付金であります。

以上、2款1項14目地域づくり費から6款1項3目農業振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 続きまして、1項4目畜産業費につきましてもご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書278、279ページをお開きください。備考欄1事業目の畜産振興事業費につきましては、主要事務事業として既に説明していることから省略させていただきます。

続きまして、5目農地費についてご説明いたします。備考欄上から2事業目、土地改良区育成強化事業補助金につきましては、平成26年度1月に合併いたしました栃木市土地改良区に対する運営基盤強化のための団体育成事業補助金であります。

次の農地事務費（栃木）につきましては、大塚町地内の農業用排水路に設置された除塵機の電気料及び農道や農業用水路の補修用資材購入のための原材料費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（栃木）につきましては、仲仕上みどりの里ほか12の活動組織が取り組みました多面的機能を支える共同活動及び地域資源の資質向上を図る共同活動に対する交付金が主なものであります。

次の西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施した藤岡町部屋地内の西前原排水機場の更新工事にかかわる法定負担金であります。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、県が実施した美田東部頭首工の改修工事に係る法定負担金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、市が施工した梓川地区の水路改修工事ほか4地区で施工した各種工事の測量設計委託と工事費並びに土地改良区が施工した尻内梓地区の揚水機改修工事ほか3地区で施工した各種工事に対する各土地改良区への負担金でございます。

次に、2事業飛びまして、市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、藤岡地域の排水機場施設更新整備計画策定のための業務委託及び平井町地内の農業用水路補修のための工事費であります。

次の地域農業水利施設ストックマネジメント事業費につきましては、栃木市土地改良区が実施した宮町地内の栃木市西部地区用水補修工事に対する補助金であります。

280、281ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、維持管理適正化事業費（栃木）につきましては、沼和田町地内の愛宕用水分路分水工事改修工事費及び設計業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、農業水利施設保全合理化事業負担金（栃木）につきましては、県が実施した藤岡町都賀地内の揚水機場の長寿命化を図るための改修工事に係る法定負担金であります。

次の農地事務費（大平）につきましては、農道舗装工事費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（大平）につきましては、大平地域内の10組織が取り組んだ農地維持支払い、資源向上支払いの活動に係る交付金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市単独土地改良事業補助金（大平）につきましては、大美間土地改良区のポンプ改修工事、榎本用水堰復旧工事費及び大平西部土地改良区の削井工事等に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、農業基盤整備促進事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区の自動転倒堰改修工事に対する補助金であります。

次の農地耕作条件改善事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区の自動転倒堰改修工事に対する補助金であります。

次の農地事務費（藤岡）につきましては、農道水路維持管理工事費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（藤岡）につきましては、藤岡地内の6組織が取り組んだ農地維持活動、農業資源向上活動に対する交付金が主なものであります。

次の西前原湛水防除事業につきましては、西前原排水機場の運転に要する管理委託料が主なものであります。

次の与良川水系湛水防除事業維持管理負担金につきましては、栃木市、小山市、野木町にまたがる地域の湛水被害を防除するため与良川排水機場に係る維持管理費の負担金であります。

次に、1事業飛びまして、排水事業維持管理負担金（藤岡）につきましては、土地改良区が管理する排水機場4カ所の運転及び維持管理に要する経費に対する補助金であります。

4事業飛びまして、282、283ページをお開きください。備考欄一番上の多面的機能事業費（都賀）につきましては、富張地区環境保全会ほか4組織が取り組んだ農地維持支払い、資源向上支払いの活動に係る交付金が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、県営農業用河川工作物応急対策事業負担金（西方）につきましては、県が実施する小倉堰の改修事業に係る法定負担金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（西方）につきましては、西方町真名子地内で実施した農道改良工事費が主なものであります。

1事業飛びまして、維持管理適正化事業補助金（西方）につきましては、小倉堰土地改良区が実施した土地改良区施設維持管理適正化事業に対する補助金であります。

1事業飛びまして、多面的機能事業費（岩舟）につきましては、岩舟地域内の7組織が取り組みました農地維持支払い、資源向上支払いの活動に係る交付金が主なものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（岩舟）につきましては、岩舟町小野寺地内の幹線的な排水路の改修工事における工事費であります。

以上、6款1項4目畜産業費から6款1項5目農地費までの説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 秋間課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 続きまして、6目地籍調査費につきましては、ご説明を省略いたします。

次に、7目道の駅みかも費につきましてはご説明いたします。備考欄の道の駅みかも管理運営費につきましては、OA機器借上料が主なものであります。

次のページ、284、285ページをお開きください。続きまして、8目道の駅にしかた費につきましてご説明いたします。備考欄の道の駅にしかた管理運営費につきましては、施設用地1万627平方メートルが買取となる期間までの不動産賃借料と施設用地の土地購入費が主なものであります。

次の2項1目林業総務費につきましては、ご説明を省略いたします。

続きまして、2目林業振興費につきましてご説明をいたします。次のページ、286、287をお開きください。備考欄の1事業目、治山林道管理費（栃木）につきましては、県が施工した太平山神社裏山山腹崩壊箇所復旧事業に伴う負担金が主なものであり、現年分及び繰り越し分であります。

次に、2事業飛びまして、出流ふれあいの森施設管理費につきましては、施設用地約3万4,900平方メートルの不動産賃借料と施設内にある遊具の修繕費が主なものであります。

次の出流ふれあいの森管理運営委託費につきましては、指定管理者であるみかも森林組合に対する管理運営委託料であります。

次に、3事業飛びまして、森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、市内の15団体が取り組んだ里山林の保全などの活動を実施する森林・山村多面的機能発揮対策事業に対する市の交付金であります。

次の治山林道管理費（大平）につきましては、林道西山田線等の維持管理業務委託料、林道下皆川線法面崩落復旧工事費及びガードレール補修工事費であります。

次に、2事業飛びまして、明るく安全な里山林整備事業（都賀）につきましては、元気な森づくり県民税を活用し、地域で育み未来につなぐ里山林整備を実施した管理2団体に対する交付金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、生出宿里の駅施設管理費につきましては、光熱水費及び修繕料など施設の維持管理費が主なものであります。

以上、6款1項6目地籍調査費から6款2項2目林業振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 続きまして、288、289ページをお開きください。7款商工費についてご説明いたします。

1項1目商工総務費、備考欄の上から2事業目、陸砂利採石監視事業費につきましては、市内の採取地等における災害を防止するために巡回する監視員2名の報酬が主なものでございます。

続きまして、2目商工業振興費につきましてご説明いたします。備考欄の1事業目、産業支援補助事業費につきましては、中小企業が取り組む新製品や新技術の研究開発費用の一部を補助する新製品等開発支援事業補助金と、空き店舗等を活用して新装開店する創業者または中小企業者に対し改修費用や家賃等の一部を補助する空き店舗活用促進事業補助金が主なものであります。

次の中小企業創業資金融資預託金につきましては、市内で新たに事業を起こす方などを対象として500万円を限度に融資を行う中小企業創業資金融資の原資としての預託金であります。

次のページ、290、291をお開きください。次の中小企業融資保証事業費につきましては、市の制度融資について栃木県信用保証協会の信用保証料の優遇措置を受けるための市の負担金と、中小企業者が当融資を利用する際の信用保証料の全額補助が主なものでございます。

次の産業振興補助事業費（栃木）につきましては、産業の振興と活性化を図るため、商工会議所等が行う商工業振興に関する事業を支援するための補助金と商店会の活性化を支援するための補助金が主なものでございます。

次の中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金につきましては、厳しい経済状況のもとで売り上げが特定の割合以上減少している方などを対象として、1,000万円を限度として融資を行う中小企業緊急景気対策特別資金融資の原資としての預託金であります。

次の中小企業向け資金融資預託金につきましては、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者に対し、設備資金として2,000万円を限度に融資を行う中小企業設備合理化資金と運転資金として2,000万円を限度に融資を行う中小企業運転資金及び設備資金または運転資金として1,250万円を限度に融資を行う小規模企業者資金の原資としての預託金であります。

次のまちづくり資金融資預託金につきましては、歴史的街なみの景観形成等に係る修景工事等の事業費を用途とする資金として、また栃木駅周辺土地地区画整理事業施工区域内での修景基準に基づく建物の新改築費を用途とする資金として、それぞれ3,000万円を限度に融資を行うまちづくり資金融資の原資としての預託金であります。

次の小規模事業者経営改善資金融資制度利子補助金につきましては、市内の商工会議所または商工会のあっせんにより、株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度を利用した小規模事業者に対し、その返済時に支払った利子の一部を補助したものでございます。

次に、3事業飛びまして、創業支援中村由美子基金積立金につきましては、創業を志す若者や女性等を支援する趣旨により市内在住の篤志家の方からいただいた寄附金を基金として、この基金から生じる利子を積み立てたものでございます。

次の企業立地促進事業費につきましては、市内に立地した事業対象企業17件の固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として交付したもの及び宇都宮西中核工業団地に立地する企業1社の土地取得費用の10分の1を奨励金として交付したものが主なものでございます。

次の買い物代行サービス委託費につきましては、日々買い物に行くことが困難な方への宅配サービスや安否確認等を実施した買い物代行サービス事業の委託料でございます。

次の産業振興補助事業費（大平）につきましては、産業の振興と活性化を図るため、商工業振興に関する事業を支援するための商工団体等への補助金であります。

以下、（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）の4事業につきましては、同様の内容のものでございます。

続きまして、292、293ページをお開きください。3目工業開発費につきましてご説明いたします。1項3目工業開発費、備考欄の上から1事業目、千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、一般会計から千塚町上川原産業団地特別会計への繰出金であります。

次に、2事業飛びまして、宇都宮西中核工業団地事務組合負担金につきましては、栃木市と鹿沼

市で構成する一部事務組合への栃木市分の負担金であります。

次の栃木インター周辺開発事業費につきましては、県道栃木粕尾線東側の計画予定区域について現況の平面測量業務を実施した委託料が主なものでございます。

次に、2事業飛びまして、大平みずほ企業団地公園等土地及び施設購入費につきましては、平成11年に造成されたみずほ企業団地内の公衆用道路、公園用地8,082平米の土地購入費に対する償還金であります。

以上、7款1項1目商工総務費から7款1項3目工業開発費までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘士君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。

備考欄の上から2事業目、鯉飼育管理事業費につきましては、巴波川、県庁堀等での鯉飼育に伴う経費であり、鯉飼育管理委託料が主なものであります。

次の山車会館管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者である栃木市観光協会への管理運営委託料であります。

次の蔵の街観光館管理運営委託事業費につきましては、同協会への管理運営委託料が主なものであります。

次の観光資源開発活動補助金（栃木）につきましては、栃木市観光協会に対する補助金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、倭町小江戸ひろば管理運営費につきましては、栃木市観光協会に対する観光案内おもてなし委託料が主なものであります。

次のキュービクルカバー製作設置委託費につきましては、平柳町地内、昭和町地内のキュービクルカバー製作設置業務委託料であります。

続きまして、294、295ページをお開きください。備考欄の観光振興宣伝事業費（栃木）につきましては、栃木駅観光案内所での観光案内業務を行う臨時職員の賃金、栃木市観光協会等への観光宣伝等委託料及び観光宣伝事業等負担金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光行事補助金（栃木）につきましては、蔵の街サマーフェスタ等各種行事開催に伴う補助金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、栃木市ブランド推進協議会交付金につきましては、市内の地域資源及び地域の特性を生かした特産品、農産物を地域ブランドとして認定し、情報発信を行う協議会への交付金であります。

次の観光情報物産館管理運営費につきましては、観光情報物産館に係る経費であり、運営事業者であります株式会社ファーマーズ・フォレストへの施設運営委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

次の横山郷土館管理運営費につきましては、国有形登録文化財である横山郷土館での観光案内業

務を行う臨時職員の賃金、庭園庭木管理業務委託料及びあかりの庭園事業委託料が主なものであります。

次の国際観光まちづくり事業費につきましては、栃木市観光協会への外国人観光客一日市民パスポート発行事業委託料、江戸料理コンサルティング委託料及び市内主要観光施設に設置しているワイファイ環境運用保守管理費用が主なものであります。

次に、備考欄の下から3事業目、山車会館外国人旅行者受入環境整備事業費につきましては、施設内での上映しております栃木市のPR映像及び演出等のリニューアルのための改修業務等委託料が主なものであります。

続きまして、296、297ページをお開きください。備考欄の上から2行目、山車会館広場拡張整備事業費につきましては、とちぎ山車会館前広場をイベントスペースとして活用するために拡張整備するための土地購入費が主なものであります。

次の観光資源開発活動補助金（大平）につきましては、大平町観光協会への補助金であります。

次のプラッツおおひら管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者、株式会社プラッツおおひらへの管理運営委託料であります。

次の観光施設管理事業費（大平）につきましては、大中寺憩いの森、清水寺の森等の観光施設の緑地管理及びトイレ清掃等の管理委託料が主なものであります。

次のかかしの里管理事業費につきましては、観光拠点であるかかしの里の管理委託料やトイレ維持管理が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光行事負担金（大平）につきましては、なつこい実行委員会及び光と音のページェント実行委員会への負担金が主なものであります。

次のプラッツおおひら下水道切りかえ事業費につきましては、下水道への切りかえ工事が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、観光行事負担金（藤岡）につきましては、藤岡渡良瀬運動公園をメイン会場に開催される熱気球グランプリ第1戦に係る渡良瀬バルーンレース実行委員会への負担金であります。

次に、3事業飛びまして、観光行事負担金（都賀）につきましては、まるまるまるごとつがまつり実行委員会及びつがの里花まつり実行委員会への負担金であります。

次の観光資源保全推進事業費につきましては、都賀町大柿地区にありますカタクリ群生周辺の老朽化が激しい木製手すり、階段等の修繕工事であります。

次に、3事業飛びまして、観光行事負担金（西方）につきましては、にしかたふるさとまつり実行委員会への負担金が主なものであります。

続きまして、298、299ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、観光施設管理事業費（岩舟）につきましては、首都圏自然歩道等の観光施設管理委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光行事補助金（岩舟）につきましては、サマーフェスタ in いわふねを主催するいわふね夏まつり実行委員会への補助金であります。

続きまして、8款2項2目道路維持費の所管関係部分につきましてご説明いたします。304、305ページをお開きください。備考欄の上から2行目、市道2034（241）号線外舗装修繕事業費（栃木千塚町）につきましては、千塚町上川原産業団地造成事業に係る大型車両の通行により破損しました舗装を修繕した工事請負費であります。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費の所管関係部分につきましてご説明いたします。306、307ページをお開きください。備考欄の上から3事業目、市道D311号線外道路新設改良事業費（栃木仲方）につきましては、主要事務事業で報告済みのため省略いたします。

以上7款1項4目観光費から8款2項3目道路新設改良費までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時43分）

○委員長（平池紘土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（平池紘土君） 天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。10款教育費につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、334、335ページをお開きください。1項1目教育委員会費、備考欄の教育委員会運営費につきましては、教育委員6名分の教育委員報酬が主なものであります。

続きまして、2目事務局費につきましてご説明いたします。備考欄の教育総務課一般経常事務費につきましては、教育総務課の一般経常に要する費用で、需用費及び各種協議会への負担金が主なものであります。

次のページ、336、337ページをお開きください。続きまして、3目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄上から7事業目、奨学基金繰出金につきましては、就学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学することが困難な方に奨学金の貸し付けを行う奨学基金への繰出金であります。

次の入学資金融資預託、利子補給補助事業費につきましては、入学資金融資あっせんに係る足利銀行栃木支店への入学資金融資預託金と平成24年度から平成28年度に融資を受けた4名の保護者の入学資金貸付金利子に対する補助金であります。

次の小規模特認校実施事業費につきましては、小規模特認校児童の表現力及びコミュニケーション力向上を目的とした外部講師による魅力ある体験活動の講師謝金が主なものであります。

次の私学振興費補助金につきましては、本市に存する國學院大學栃木學園に対する私学振興費補助金であります。

次の学校適正配置事業費につきましては、市立小中学校の児童生徒のためのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実について審議する学区審議会8名の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、教育計画策定事業費につきましては、教育計画の後期計画の策定のためにご審議いただいた栃木市教育計画策定懇談会委員8名の報酬と印刷代が主なものであります。

次の篤志奨学基金積立金につきましては、給付型の奨学金でありますとちぎ吾一奨学金の財源に充てるために創設した篤志奨学基金への積立金であります。

次に、2事業飛びまして、教師用教科書・指導書等購入事業費につきましては、授業に必要な教師用教科書及び指導書等の購入費及び小学校3、4年生の社会科で使用する副読本作成の委託料が主なものであります。

次の学校支援員派遣事業費につきましては、市内小中学校の学校生活において特別な支援を要する児童生徒等に対して支援を行う特別支援教育支援員59名及び少人数指導やチームティーチングなどにより、学力の向上を図る学力向上支援員3名の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、臨海自然教室バス賃借費につきましては、小学校5年生を対象として海の自然や産業等を体験する臨海自然教室実施の際の児童等送迎用バス借上料であります。

次のページ、338、339ページをお開きください。備考欄の学校教育支援専門員配置事業費につきましては、いじめや学力向上等の学校経営に関する相談への的確な支援並びに学校支援員への指導及び適応指導教室の適応指導員への指導、助言を行うために配置した非常勤職員2名分の報酬が主なものであります。

次の特色ある学校づくり奨励補助金につきましては、市内各小中学校における児童生徒の特色ある教育活動を支援するために交付した補助金であります。

次に、1事業飛びまして、適応指導教室運営事業費につきましては、不登校児童生徒の学校への復帰を目的に、通級している児童生徒への指導及びその保護者への相談等を行うため、学校教育指導員14名分の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、教育研究所運営費につきましては、現在抱えている教育課題解決のための調査研究を行うとともに、各種研修会や教育研究発表会の開催により、教職員の指導力向上や啓発を図るというものであり、教育研究所所長報酬が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、外国人児童生徒指導事業費につきましては、市内小中学校に在籍する日本語習得が不十分な外国人児童生徒への日本語指導や学校生活へ適応させる指導を行うために配置した日本語指導員2名分の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、個別指導通級教室指導員配置事業費につきましては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、一人一人の実態に応じた個別の指導を行う

ため、個別指導通級教室に配置した通級教室指導員4名分の報酬が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、義務教育施設整備基金積立金につきましては、義務教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金から生じる利子及びふるさと応援寄附金を積み立てたものであります。

次の子供たちの安全安心を守る緊急メール配信事業費につきましては、学校及び教育委員会から保護者に対して必要な情報を迅速かつ正確に発信し、非常災害時はもちろん、平常時においても保護者への各種お知らせや連絡手段として活用するためのシステム利用料であります。

次の校務情報管理システム整備事業費につきましては、児童生徒に関する名簿や成績等の情報を一元管理するシステムや教職員間の情報共有を管理するシステムの維持管理に要する費用であり、サーバー管理委託料やOA機器借上料が主なものであります。

以上、10款1項1目教育委員会費から10款1項3目教育振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 続きまして、2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、340、341ページをお開きください。備考欄の上から4事業目、小学校教育環境整備事業費につきましては、小学校における算数・理科教育の振興を図るために整備する学校用器具購入費が主なものであります。

次の小学校運営費につきましては、市内小学校30校に共通する経費で、学校図書館事務職員29名、学校技能員12名及びスクールバス運転手3名、合計44名分の非常勤、臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託料、学校行事等交付金が主なものであります。

次の小学校コンピューター管理費につきましては、市内小学校30校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木第三小学校運営費から、次のページ、342、343ページをごらんください。下から4事業目、寺尾小学校運営費までの30事業につきましては、各小学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木剪定等の委託料、庁用器具及び図書の備品購入費等であります。

次の寺尾小スクールバス購入事業費につきましては、導入後20年以上経過し、老朽化したスクールバス更新に伴うバス購入費が主なものであります。

次の小学校保健事務費につきましては、小学校30校における内科、歯科、耳鼻科、眼科医延べ135人の学校医報酬と、児童の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

次の小学校健康診断事業費につきましては、新年度就学予定者に対する健康診断時の医師88人への報酬と、児童を対象にした心臓や腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

次のページ、344、345ページをお開きください。続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の小学校就学援助事業費につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる要保護及び準要保護児童の保護者への学用品費や給食費、修学旅行費、医療費等の援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者への就学奨励費が主なものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。備考欄の小学校設備整備事業費につきましては、大平中央小学校エレベーター更新工事、三鴨小学校普通教室増に伴う空調設置工事、遊具更新等工事、消防・電気等法定点検指摘事項箇所改修工事などの施設設備工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、小学校プール整備事業費につきましては、国府北小学校プールろ過器改修工事費が主なものであります。

次の小学校屋内運動場改修事業費につきましては、老朽化した赤麻小学校屋内運動場における大規模改修工事の実施設計業務委託料であります。

次の旧寺尾南小学校借地構造物撤去工事費につきましては、水源として設置された井戸水くみ上げポンプ及び埋設管撤去工事費が主なものであります。

次の寺尾小学校市水引込工事費につきましては、受水槽に市水を引き込むための工事費であります。

以上、10款2項1目学校管理費から10款2項3目学校建設費までの説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 藤平課長。

○保健給食課長（藤平恵市君） 続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明をいたします。

備考欄の下から2事業目、中学校教育環境整備事業費につきましては、中学校における数学・理科教育の振興を図るために整備する学校用器具購入費が主なものであります。

次の中学校運営費につきましては、市内中学校14校に共通する経費で、学校図書館事務職員13名、次のページにかわりまして、学校技能員5名及びスクールバス運転手1名、合計19名分の非常勤、臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託費、学校行事等交付金並びに全国・関東大会出場経費交付金が主なものであります。

次の中学校コンピューター管理費につきましては、市内中学校14校の教育用コンピューターなどのOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木東中学校運営費から、下から3事業目、岩舟中学校運営費までの14事業につきましては、各中学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品などの購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕費、樹木剪定などの委託料、庁用器具及び図書等の備品購入費等でございます。

次の中学校保健事務費につきましては、中学校14校における内科、歯科、耳鼻科、眼科医延べ64人の学校医報酬と、生徒の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興セン

ター負担金が主なものであります。

次の中学校健康診断事業費につきましては、健康診断委託料として生徒を対象にした心臓・腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明をいたします。348、349ページをお開きください。備考欄の中学校就学援助事業費につきましては、先ほど345ページで説明いたしました小学校就学援助事業費と同様の内容でございまして、要保護及び準要保護生徒への援助費及び特別支援学級に在籍する生徒の保護者への就学奨励費であります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明をいたします。備考欄の1行目、中学校施設整備事業費につきましては、大平南中学校受水槽改修工事、岩舟中学校普通教室改修工事、消防等法定点検指摘事項箇所の改修工事などの施設整備工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、寺尾中学校市水引込工事費につきましては、受水槽に市水を引き込むための工事費であります。

続きまして、4項1目社会教育総務費につきましてご説明をいたします。備考欄の下から5事業目、青少年健全育成補助事業費につきましては、青少年問題協議会補助金が主なものであります。

次の青少年育成センター運営費（栃木）につきましては、少年補導員44名の報酬と青少年相談員2名の報酬が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、栃木市民大学事業費につきましては、市民に多様な学習機会を提供し、学習を通じた仲間づくりの場を提供することを目的とした事業でありまして、講師6名分の謝金が主なものであります。

次の生涯学習振興計画策定事業費につきましては、生涯学習のより一層の振興を図るため、平成26年に策定した栃木市生涯学習振興計画の改訂版を策定したことに伴う印刷製本費であります。

次の社会教育指導員設置費（栃木）につきましては、とちぎ未来アシストネット事業の推進を担当する社会教育指導員2名及び家庭教育学級開設事業を担当する社会教育指導員2名分の報酬であります。

次のページをお開きください。備考欄の1事業目、成人式開催事業費（栃木）につきましては、市全体の成人式参加者記念品代が主なものであります。

次の太平少年自然の家敷地賃借費につきましては、県立太平少年自然の家の一部敷地の不動産賃借料であります。

次のコミュニティ施設管理費につきましては、地域コミュニティ意識の醸成を図るための活動拠点となる栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンター及び藤岡城山コミュニティセンターの施設管理と南部地区コミュニティ運動広場の維持管理を行うものであり、施設の光熱水費及び管理業務等委託料が主なものであります。

次のコミュニティ推進協議会補助金につきましては、栃木第三、第四、第五、第六地区の各コミ

ユニティ推進協議会への育成補助金であります。

次の視聴覚ライブラリー事業費につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において視聴覚教材として貸し出しをいたしますDVD 8本の購入費及び同協議会への負担金であります。

次の科学する心を育む推進事業費につきましては、理科好きな子供たちを育てることを目的とした小学生対象の科学教室でありますサイエンススクールと、親子で楽しみながら科学の原理を学ぶサイエンスショーを中心としたスペシャルサイエンススクールの講師謝金等を含めた実行委員会負担金が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、家庭教育学級開設事業費につきましては、保育園や小学校などで開催したハッピー子育て講座の講師謝金が主なものであります。

次のコミュニティ助成事業費につきましては、一般財団法人自治総合センターで助成決定されたコミュニティ組織に対し、補助金を交付するものであり、富田第七自治会公民館建設費への補助金であります。

次に、1事業飛びまして、人権教育推進事業費につきましては、人権教育指導者等の人権課題についての理解と意識高揚を図ることを目的として、市内小中学校で開催した研修会の講師謝金であります。

次のとちぎ未来アシストネット事業費（本部）につきましては、学校、家庭、地域の連携を図りながら地域の教育力を高め、未来を担う子供たちの生きる力を育む事業でありまして、ボランティア活動保険料が主なものであります。

次の旧栃木中央小集会室解体事業費につきましては、旧栃木中央小学校を（仮称）地域交流センターとして活用するため解体が必要となった旧栃木中央小学校集会室の解体工事費であります。

次に、1事業飛びまして、栃木市民大学5周年記念特別講演事業費につきましては、著名人を講師とした講演会を開催し、市民に学びの場を提供するとともに、一般の方に市民大学を知ってもらうことで次年度以降の受講生増加につなげることを目的とした事業でありまして、講演会企画運営委託料が主なものであります。

次に、備考欄下から4事業目の社会教育指導員設置費（大平）から、次のページの1事業目、社会教育指導員設置費（岩舟）につきましては、大平公民館、藤岡公民館、都賀公民館、西方公民館、岩舟公民館に配置しております社会教育指導員それぞれ1名分の報酬であります。

次に、備考欄下から5事業目の西方南部地区コミュニティセンター管理費につきましては、施設管理業務費及び敷地駐車場の舗装工事が主なものであります。

次のにしかた子ども夏まつり負担金につきましては、西方地域の青少年育成推進組織であるにしかた子どもネットワークを主体とした実行委員会が実施する子ども夏まつりの事業負担金であります。

続きまして、2目公民館費につきましてご説明をいたします。備考欄一番下の栃木公民館管理運

営費につきましては、次のページをお開きください。社会教育指導員 1 名分の報酬及び施設管理費業務13件分の委託料が主なものであります。

次の大平公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料、大平公民館補修工事費、自治会公民館建築費等補助金が主なものであります。

次の岩舟公民館管理運営費につきましては、臨時業務員 1 名分の賃金及び施設管理業務 6 件分の委託料が主なものであります。

次の社会教育学級講座等開設事業費（大平）につきましては、子ども会リーダー研修会事業及び冒険遊び場イベント委託料が主なものであります。

次に、4 事業飛びまして、大宮公民館管理運営費につきましては、臨時業務員 1 名の賃金、施設管理業務 9 件分の委託料及び大宮公民館敷地の賃借料が主なものであります。

次の皆川公民館管理運営費につきましては、臨時業務員 1 名分の賃金、施設管理業務10件分の委託料及び三五自治会公民館建設費等補助金が主なものであります。

次の吹上公民館管理運営費につきましては、施設管理業務 9 件分の委託料及び吹上公民館の一部敷地の賃借料が主なものであります。

次の寺尾公民館管理運営費につきましては、臨時業務員 1 名分の賃金、施設管理業務 9 件分の委託料が主なものであります。

次の国府公民館管理運営費につきましては、施設管理業務 8 件分の委託料が主なものであります。

次の藤岡公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料及び文化会館駐車場敷地借地料が主なものであります。

次の西方公民館管理運営費につきましては、施設管理業務 7 件分の委託料及び西方公民館の危険箇所補修としてサッシ、垂れ壁、階段、玄関ホールの内装補修工事費が主なものであります。

次の都賀公民館管理運営費につきましては、施設管理業務 8 件分の委託料及び都賀公民館の危険箇所補修として外壁補修工事費が主なものであります。

次のページをお開きください。5 事業飛びまして、静和地区公民館管理運営費につきましては、施設管理業務 7 件分の委託料が主なものであります。

次に、1 事業飛びまして、大平公民館改修事業費につきましては、大平公民館屋上の防水改修工事実施設計業務委託料及び屋上防水改修工事費が主なものであります。

次の藤岡公民館等改修事業費につきましては、老朽化が著しい藤岡公民館及び部屋地区公民館の雨漏り対策として行った屋上防水改修工事費であります。

次の藤岡公民館用公用車購入事業費につきましては、公用車更新に伴う自動車購入費であります。

続きまして、3 目図書館費につきましてご説明をいたします。備考欄 1 事業目の図書館管理運営委託事業費につきましては、図書館 6 館の指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の図書館システム管理費につきましては、図書館 6 館の資料管理等に使用する図書館総合シス

テムの〇A機器借上料が主なものであります。

次の図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附を図書館資料の充実を目的とした図書館振興基金に積み立てたものであります。

次に、1事業飛びまして、図書館個人文庫資料購入費につきましては、平成26年度に市民の方から青少年向けの図書資料の充実を目的に100万円の寄附をいただき、その資料を5年間にわたり計画的に受け入れるため購入した図書購入費であります。

次の図書館計画策定事業費につきましては、本市図書館の管理運営方針を示した栃木市図書館計画を改定し、第2期計画を策定したことに伴う印刷製本費であります。

以上、10款3項1目学校管理費から10款4項3目図書館費までの説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 大橋課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） 続きまして、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。

358、359ページをお開きください。備考欄の上から5事業目、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金と基金利子を積み立てたものであります。

次に、2事業飛びまして、文化補助金につきましては、山本有三ふるさと記念館運営補助金及び栃木市文化活動協議会補助金が主なものであります。

次の文化振興事業費につきましては、とちぎ文化講座講師謝金及び栃木市文化マイスターの集い開催業務委託料が主なものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費につきましては、各種展覧会及び附随する講演会やワークショップ等の費用でありまして、企画展会場設営等委託料が主なものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館運営費につきましては、美術館の管理委託料及び美術館土地建物の不動産賃借料が主なものであります。

次の文化財施設共通管理費につきましては、文化財施設の除草など管理委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、下野国庁跡管理運営費につきましては、建物の警備と樹木維持管理等の委託料及び管理業務委託料が主なものであります。

次の郷土参考館管理運営費につきましては、火災報知設備等保守点検及び管理業務委託料が主なものであります。

続きまして、360、361ページをお開きください。備考欄1事業目、地層たんけん館管理運営費につきましては、建物の警備と清掃業務の委託料が主なものであります。

次の藤岡歴史民俗資料館管理運営費につきましては、1名分の臨時職員賃金及び警備保障と清掃業務の委託料が主なものであります。

次のおおひら歴史民俗資料館管理運営事業費につきましては、おおひら歴史民俗資料館の管理運営委託料が主なものであります。

次の歌麿の愛したまちとちぎ事業につきましては、まちなか美術館として開館いたしましたとちぎ歌麿館の管理運営委託料が主なものであります。

次の文化財保存修理事業費につきましては、県指定有形文化財であります古久磯提灯店見世蔵の屋根の瓦ふきかえ等修理工事であります。

次の文化財補助金につきましては、文化財所有者及び保存団体の保存伝承に係る補助金が主なものであります。

次の市内遺跡調査事業費につきましては、埋蔵文化財の調査に係る整理作業等委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、星野遺跡記念館リニューアル事業費につきましては、星野遺跡記念館の屋上防水及び外壁改修工事費が主なものであります。

続きまして、5目文化会館費につきましてご説明いたします。文化会館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の文化会館施設整備事業費につきましては、栃木文化会館大ホール舞台吊物ワイヤ等更新工事、岩舟文化会館屋上防水改修工事費が主なものであります。

次の岩舟文化会館管理運営委託費につきましては、指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

続きまして、362、363ページをお開きください。5項1目保健体育総務費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、スポーツ振興課一般経常事務費につきましては、スポーツ推進委員54名の委員報酬が主なものであります。

次に、5事業飛びまして、スポーツ団体補助金につきましては、栃木市体育協会補助金及び全国アマチュアスポーツリーグ参加団体への活動補助金であります。

次のスポーツ大会開催委託事業費（栃木）につきましては、スポーツ大会など業務委託料が主なものであります。

次の少年スポーツ振興事業費（栃木）につきましては、少年スキー教室会場等借上料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、スポーツ振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金248件を積み立てたものであります。

次の生涯スポーツ振興事業費（大平）につきましては、剣道、柔道等7教室の指導者への謝礼及びバスケットボールなど3教室開催のための委託料が主なものであります。

次に、3事業飛びまして、生涯スポーツ振興事業費（岩舟）につきましては、岩舟健康マラソン大会及び駅伝競走大会への業務委託料であります。

次に、2事業飛びまして、栃木市全国高等学校野球大会出場補助事業費につきましては、選抜高等学校野球大会に出場した國學院大學栃木高等学校に対する補助金が主なものであります。

以上、10款4項4目文化財保護費から10款5項1目保健体育総務費までの説明を終わりにします。

○委員長（平池紘士君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 続きまして、2目体育施設費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、364、365ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、体育施設共通管理費（栃木）につきましては、学校開放夜間照明施設並びに屋内運動場施設修繕費が主なものであります。

次の体育施設共通管理費（大平）につきましては、施設の受け付け業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、体育施設共通管理費（都賀）につきましては、1名分の臨時職員賃金及び都賀地域3小学校と市民運動場の夜間照明電気料等の光熱水費が主なものであります。

次の体育施設共通管理費（西方）につきましては、グラウンド維持管理や設備の保守点検業務の委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、大宮運動広場管理費につきましては、不動産賃借料が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、大塚運動広場管理費につきましては、不動産賃借料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、栃木市屋内運動場管理費につきましては、施設の管理委託料が主なものであります。

次の藤岡総合体育館管理費につきましては、平日の貸し出し受け付け業務等を行う臨時職員1名分の賃金及び施設点検等のための各種業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、都賀スポーツ公園管理費につきましては、グラウンド芝維持管理等の委託料が主なものであります。

次のページ、366、367ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、コミュニティセンター管理費（都賀）につきましては、3カ所のコミュニティセンターの光熱水費及び浄化槽清掃等の施設管理業務委託料が主なものであります。

次の都賀体育センター管理費につきましては、光熱水費が主なものであります。

次の体育館管理費（大平）につきましては、大平南体育館の光熱水費及び大平体育館、大平南体育館の清掃業務、管理運営委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、大平武道館管理費につきましては、光熱水費が主なものであります。

次の地域の広場管理費につきましては、7カ所ある地域の広場の管理委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

次に、3事業飛びまして、西方総合文化体育館管理費につきましては、施設の管理業務や設備の保守点検業務の委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、岩舟総合運動場管理費につきましては、総合運動場管理委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

次のスポーツふれあいセンター公用車購入事業費につきましては、藤岡スポーツ振興系の公用車購入費であります。

続きまして、3目学校給食費につきましてご説明いたします。備考欄の上から3事業目、学校給食事業費につきましては、学校給食の運営に係る臨時調理員等9名分の賃金、燃料費、維持補修費及び賄い材料費が主なものであります。

次の学校給食調理業務民間委託費につきましては、16調理場の調理業務及び13調理場の配送業務の民間委託費であります。

次のページ、368、369ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、学校給食食物アレルギー対応事業費につきましては、食物アレルギーアドバイザー報酬2名分及び食物アレルギー対応学校生活管理指導票作成手数料287件分が主なものであります。

次のとちぎの地産地消給食推進事業費につきましては、賄い材料費及び食育だより印刷製本費が主なものであります。

10款5項2目体育施設費から10款5項3目学校給食費までの説明をいたしました。

以上をもちまして、平成29年度栃木市歳入歳出決算書歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

○委員長（平池紘土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○委員長（平池紘土君） 次に、歳入の説明をお願いいたします。

大久保課長。

○大平産業振興課長（大久保勝弘君） それでは、続きまして所管関係部分の歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、80、81ページをお開きください。12款分担金及び負担金についてご説明いたします。1項3目1節農業費負担金、備考の土地改良施設維持管理適正化事業費負担金につきましては、沼和田町地内で実施した愛宕堰改修工事のための土地改良施設維持管理適正事業に係る地元負担金でありまして、負担割合は事業費の30%であります。

続きまして、5目1節小学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、児童に対する災害共済の負担金であり、1人当たり945円のうち460円が保護者の負担分であり

まして、小学生7,400人分であります。

続きまして、2節中学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、小学校費負担金と同じ内容でありまして、中学生3,878人分であります。

続きまして、3節社会教育費負担金、備考欄の視聴覚ライブラリー教材購入費関係市町負担金につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において貸し出しをいたします視聴覚教材の購入経費に対する小山市、下野市、壬生町及び野木町からの負担金であります。

続きまして、86ページ、87ページをお開きください。13款使用料及び手数料についてご説明いたします。1項4目1節労働使用料、備考欄の市民会館敷地使用料につきましては、電柱など14本の敷地使用料であります。

次の勤労者総合福祉センター行政財産使用料につきましては、冷蔵庫1台分の設置使用料及び電柱1本の敷地使用料であります。

次の大平勤労青少年ホーム敷地使用料につきましては、電柱8本の敷地使用料であります。

続きまして、5目1節農業使用料、備考欄の農業施設敷地使用料（栃木）につきましては、神田町の営農集団倉庫敷地内にあります電柱2本の敷地使用料であります。

次の農村振興総合センター使用料につきましては、栃木市農村振興総合センターの調理室、ホールなどの施設使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（大平）につきましては、西地区農産加工所及び農村婦人の家の加工施設使用料であります。

次の農村婦人の家敷地使用料につきましては、電柱1本分の敷地使用料であります。

次の藤岡農産加工センター使用料につきましては、みそ等製造室の施設使用料であります。

次の藤岡農産加工センター敷地使用料につきましては、電柱1本の敷地使用料であります。

次の道の駅みかも敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ埋設管及び郵便差し出し箱の敷地使用料であります。

次の88、89ページをお開きください。備考欄の農産加工施設等使用料（西方）につきましては、西方農産物加工所、真名子農産物加工所及び西方婦人の家の施設使用料であります。

次の農業施設敷地使用料（岩舟）につきましては、下野農業協同組合の岩舟農産物集出荷貯蔵施設や岩舟種子センターなどの敷地使用料及び農業施設にあります電柱36本の敷地使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（岩舟）につきましては、岩舟町ふるさとセンターの施設使用料であります。

続きまして、2節林業使用料、備考欄の林業施設敷地使用料につきましては、星野集会所敷地内にある電柱3本分の敷地使用料であります。

以上、12款1項3目農林水産業費負担金から13款1項5目農林水産業使用料までの説明を終了い

たします。

○委員長（平池紘士君） 毛塚藤岡産業振興課長。

○藤岡産業振興課長（毛塚政宏君） 続きまして、6目商工使用料についてご説明いたします。

1節商工使用料、備考欄の工業団地敷地使用料につきましては、大光寺工業団地内の電柱4本の敷地使用料であります。

次の観光施設敷地使用料につきましては、山車会館、蔵の街観光館等の敷地に設置されている電柱6本等の敷地使用料であります。

次の駐車場敷地使用料につきましては、室町駐車場、旭町駐車場の敷地使用料であります。

次の蔵の街観光館使用料につきましては、観光館テナント使用料であります。

次の倭町小江戸ひろば使用料につきましては、北蔵テナント使用料等であります。

次の横山郷土館使用料につきましては、横山郷土館入館料であります。

次のかかしの里使用料につきましては、野球場、バーベキュー施設などの使用料であります。

次のかかしの里行政財産使用料につきましては、体験農園及び電柱等の敷地使用料であります。

次のプラッツおおひら敷地使用料につきましては、電柱2本及び郵便ポストの敷地使用料であります。

次の駐車場敷地等使用料につきましては、都賀インター周辺開発の企業誘導用地として先行取得した土地に係る行政財産使用料2件分であります。

以上、13款1項6目商工使用料の説明を終了いたします。

○委員長（平池紘士君） 毛塚都賀産業振興課長。

○都賀産業振興課長（毛塚芳彦君） 続きまして、9目教育使用料につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、90、91ページをお開きください。1節教育総務使用料、備考欄の教育施設敷地使用料につきましては、藤岡公民館北にあります元教員住宅敷地内の電柱2本の敷地使用料であります。

続きまして、2節小学校使用料、備考欄の小学校敷地使用料につきましては、小学校校内にある東京電力及び東日本電信電話等の電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸出し使用料から93ページ備考欄の4項目め、静和小学校太陽光発電施設屋根貸出し使用料までの7事業につきましては、各小学校施設の屋根を太陽光発電施設の設置のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、3節中学校使用料、備考欄の中学校敷地使用料につきましては、中学校校内にある東京電力及び東日本電信電話等の電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木西中学校太陽光発電施設屋根貸出し使用料から寺尾中学校太陽光発電施設屋根貸出し使用料までの8事業につきましては、各中学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、4節学校開放使用料、備考欄の特別教室使用料につきましては、学校施設を開放しております栃木南中学校の特別教室の使用料であります。

次の学校体育館使用料（栃木）から学校体育館使用料（藤岡）まで、1項目飛びまして、学校体育館使用料（都賀）から学校体育館使用料（岩舟）までにつきましては、各地域の小中学校体育館の使用料であります。

次に、3項目戻りまして、屋外運動場夜間照明使用料につきましては、藤岡地域の小中学校3校の夜間照明使用料であります。

続きまして、5節社会教育使用料、次のページ、94、95ページをお開きください。95ページ、備考欄の栃木図書館敷地使用料につきましては、電柱等の設置のための敷地使用料であります。

次のコミュニティセンター使用料につきましては、栃木第三、第四、第五及び第六地区コミュニティセンター使用料であります。

次の栃木図書館太陽光発電施設屋根貸出し使用料、次の大平図書館太陽光発電施設屋根貸出し使用料につきましては、太陽光発電施設を設置している栃木メガソーラー株式会社からの屋根貸し出し使用料であります。

次の栃木公民館使用料、1項目飛びまして大宮公民館使用料、次の皆川公民館使用料、1項目飛びまして吹上公民館使用料、次の寺尾公民館使用料、次の国府公民館使用料、3項目飛びまして大平公民館使用料、同じく3項目飛びまして藤岡公民館使用料、次の藤岡地区公民館使用料、次の三鴨地区公民館使用料、次の部屋地区公民館使用料、次の赤麻地区公民館使用料、次の都賀公民館使用料、次の97ページ、備考欄2項目め、西方公民館使用料、次の岩舟公民館使用料につきましては、各公民館の施設使用料であります。

95ページにお戻りください。備考欄の上から6項目め、栃木公民館敷地使用料、2項目飛びまして皆川公民館敷地使用料、3項目飛びまして大宮公民館敷地使用料、1項目飛びまして旧吹上公民館敷地使用料、2項目飛びまして藤岡公民館敷地使用料、7項目飛びまして都賀公民館敷地使用料につきましては、電柱等の設置のための敷地使用料であります。

次に、中ほど上から14項目になりますが、国府公民館太陽光発電施設屋根貸出し使用料につきましては、太陽光発電施設を設置している栃木メガソーラー株式会社からの屋根貸し出し使用料であります。

次に、2項目飛びまして、行政財産使用料（大平）につきましては、電柱等の設置のための占用料であります。

次に、1項目飛びまして、行政財産使用料（藤岡）につきましては、藤岡公民館建屋を使用している社会福祉協議会からの施設使用料であります。

次に、7項目飛びまして、一番下の項目になりますが、行政財産使用料（西方）につきましては、ケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

次のページ、96、97ページをお開きください。97ページ、備考欄の西方南部地区コミュニティセンター使用料につきましては、施設使用料であります。

次に、2項目飛びまして、栃木文化会館使用料につきましては、栃木文化会館内で営業しております食堂の会館使用料であります。

次のおおひら歴史民俗資料館敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館使用料につきましては、とちぎ蔵の街美術館への入館料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館敷地使用料につきましては、東京電力電柱の敷地使用料であります。

次の文化会館敷地使用料につきましては、栃木文化会館の東京電力電柱及びケーブルテレビ電柱の敷地使用料と、都賀文化会館及び岩舟文化会館の東日本電信電話電柱の敷地使用料であります。

次の元下都賀酒造協同組合敷地使用料につきましては、東京電力の電柱の敷地使用料であります。

続きまして、6節保健体育使用料、備考欄の栃木中央小学校給食共同調理場太陽光発電施設屋根貸出し使用料につきましては、栃木中央小学校給食共同調理場に設置いたしました太陽光発電施設のための屋根貸し出し使用料であります。

次の藤岡学校給食センター敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

次の屋外運動場夜間照明使用料（栃木）につきましては、栃木地域11校に設置してあります夜間照明の使用料であります。

次の体育施設敷地使用料（栃木）につきましては、栃木ウーヴァフットボールクラブ事務所の敷地使用料及び電柱設置のための敷地使用料であります。

次の屋内運動場使用料につきましては、屋内運動場の施設使用料であります。

次の体育館使用料につきましては、大平体育館及び大平南体育館の使用料であります。

次の大平運動公園使用料につきましては、テニスコート、さくら球場及び多目的運動広場等々の使用料であります。

次の大平武道館使用料につきましては、大平武道館の使用料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園使用料につきましては、公園内施設の使用料であります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター使用料につきましては、施設内シャワーの使用料であります。

次の藤岡総合体育館使用料、次の藤岡弓道場使用料につきましては、各社会体育施設の使用料であります。

次の藤岡総合体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次のつがスポーツ公園使用料につきましては、テニスコート、多目的運動場及び弓道場の使用料であります。

次の体育施設使用料（都賀）につきましては、都賀体育センター及び都賀地域3カ所のコミュニ

ティセンター体育館の使用料であります。

次のページ、98、99ページをお開きください。99ページ、備考欄の体育施設敷地使用料（都賀）、次の体育施設敷地使用料（西方）につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次の体育施設使用料（西方）につきましては、西方総合公園運動場及び西方地域4カ所のグラウンドの使用料であります。

次の西方総合文化体育館使用料につきましては、体育館施設の使用料であります。

次の西方総合文化体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次の西方総合文化体育館太陽光発電施設設置屋根貸出し使用料につきましては、太陽光発電のため貸し出した体育館の屋根の使用料であります。

次の屋外運動場夜間照明使用料（岩舟）につきましては、岩舟総合運動場の夜間照明使用料であります。

次の岩舟総合運動場使用料につきましては、岩舟体育館、野球場、ソフトボール場及びテニスコートの使用料であります。

以上、13款1項9目教育使用料の説明を終了いたします。

○委員長（平池紘士君） 石川課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 続きまして、2項4目農林水産業手数料につきましてはご説明いたします。

恐れ入りますが、104、105ページをお開きください。4目1節農業手数料、備考欄の農用地証明等手数料につきましては、農用地区域の農地、農振青地、農用地区域外の農地、農振白地の証明に関する手数料であります。

次の耕作証明等手数料につきましては、農業委員会関係各種証明手数料であります。

続きまして、5目1節商工手数料、備考欄の煙火消費申請手数料につきましては、イベント等での花火の打ち上げ許可9件の申請手数料であります。

次に、14款国庫支出金についてご説明いたします。恐れ入りますが、116、117ページをお開きください。2項6目1節教育総務費補助金、備考欄の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、市立小中学校44校へのコミュニティスクールの導入に対する国庫補助金であります。

続きまして、2節小学校費補助金、備考欄の要保護児童援助費補助金につきましては、要保護児童の修学旅行費等の扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援学級に在籍する児童の給食費、修学旅行費、校外活動費等の扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の理科教育等設備整備費補助金につきましては、小学校における算数・理科教育関係備品等の購入費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次のへき地児童生徒援助費補助金につきましては、寺尾小学校スクールバス購入に対する国庫補助金であります。

次の学校施設環境改善交付金につきましては、小学校10校のトイレ改修事業に対する国庫補助金であります。

続きまして、3節中学校費補助金、備考欄の要保護生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、先ほど2節小学校費補助金で説明したものと同様で、中学校における国庫補助金であります。

次の理科教育等設備整備費補助金につきましては、中学校における数学・理科教育関係備品等の購入費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の学校施設環境改善交付金につきましては、東陽中学校敷地拡張整備事業費に対する国庫補助金であります。

続きまして、4節社会教育費補助金、備考欄の国宝重要文化財保存整備費補助金につきましては、市内遺跡調査事業に対する国庫補助金であります。

118、119ページをお開きください。続きまして、7目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、備考欄の1事業目、訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金につきましては、平成28年度からの繰り越し事業である訪日外国人旅行者受入基盤整備事業に対する国の補助金であります。

次の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金につきましては、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に対する国の補助金であります。

3項4目1節教育総務費委託金、備考欄の少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間、文部科学省からの委託事業として小規模特認校の教育活動を活性化させるために行う調査・研究のための委託金であります。

次の教育支援センター等の設置推進事業委託金につきましては、ひきこもり傾向の児童・生徒の学校復帰に向けた児童・生徒及び保護者に対する効果的なアプローチを実践する事業を実施したことによる国からの委託金であります。なお、決算額につきましては、121ページ備考欄をごらんください。

以上、13款2項4目農林水産業手数料から14款3項4目教育費委託金までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘士君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 続きまして、15款県支出金についてご説明いたします。

恐れ入りますが、128、129ページをお開きください。2項4目1節農業費補助金、備考欄の1行目、首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、経営体育成支援事業費補助金、産地パワーアップ事業補助金が主なものであります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、農地中間管理機構を活用し、農地集積の

取り組みに対する機構集積協力金や新規就農者の定着を図る農業次世代人材投資資金が主なものがあります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策の普及推進活動や対象作物の作付面積確認など事業推進に係る事務経費に対する補助金であります。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金につきましては、環境保全型農業直接支払交付金活動を実施した岩舟地域の1経営体及び藤岡地域の5経営体に対する国、県からの交付金でありまして、補助率は事業費に対し、国が50%、県が25%であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業として市及び各土地改良区が実施したかんがい施設補修工事等に対する県の補助金でありまして、補助率は各工事に応じ30から50%であります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、多面的機能支払交付金活動を行っている市内39活動組織に対する県からの交付金でありまして、補助率は事業費に対し、国が50%、県が25%であります。

次の農業委員会交付金につきましては、農業委員会事務局の職員設置に対する交付金であります。

次の国有農地等管理处分事業事務取扱交付金につきましては、国有農地の管理に対する交付金であります。

次の機構集積支援事業費補助金につきましては、農地台帳等の整備に対する補助金であります。

次の農地利用最適化交付金につきましては、農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に要する経費に対する交付金であります。

続きまして、2節林業費補助金、備考欄の上から1事業目、松くい虫防除事業補助金につきましては、松くい虫の伐倒駆除に対する県の補助金でありまして、補助率は事業費の10分の10であります。

次の森林整備地域活動支援交付金につきましては、間伐施業等を実施するための森林経営計画作成促進や施業集約化の促進などの地域活動の取り組みに対する国及び県からの交付金でありまして、補助率は事業費に対し、国50%、県25%であります。

次のシカ・イノシシ捕獲強化事業費補助金につきましては、栃木市鳥獣被害防止計画に基づくシカ・イノシシの有害捕獲に係る事業費に対する県の補助金であります。

次の元気な森づくり推進市町村交付金につきましては、明るく安全な里山林整備事業や森を育む人づくり事業等に対する県の交付金でありまして、補助率は事業費の10分の10であります。

続きまして、7目教育費県補助金につきましてご説明いたします。次のページ、130、131ページをお開きください。1節教育総務費補助金、備考欄の就学児心臓検診充実強化事業補助金につきましては、就学児童に対し実施いたしました1,232人分の心臓検診に対する補助金であります。

次に、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金、それぞれの備考欄の栃木県被災児童生徒就

学支援等事業交付金につきましては、東日本大震災により本市に避難しております児童生徒への扶助費に対する補助金であります。

次の4節社会教育費補助金、備考欄の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業補助金につきましては、学校、家庭、地域の連携、協力による地域ぐるみの教育を実施しておりますとちぎ未来アシストネット事業の補助金であります。

続きまして、9目観光費県補助金についてご説明いたします。1節観光費補助金、備考欄のエンジョイとちぎ受入態勢整備推進事業費補助金につきましては、蔵の街第1駐車場の改修及び栃木市散策ガイドアプリの作成に対する補助金であります。

次の二次交通対策支援事業補助金につきましては、太平山さくらまつりでのお花見タクシー運行に対する補助金であります。

続きまして、3項委託金についてご説明いたします。次のページ、132、133ページをお開きください。3目1節商工費委託金につきましては、首都圏自然歩道の管理業務に対する県からの委託金であります。

以上、15款2項4目農林水産業費県補助金から15款3項3目商工費委託金までの説明を終了します。

○委員長（平池紘土君） 高野農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（高野義宏君） 続きまして、16款財産収入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、136、137ページをお開きください。1項1目1節土地建物貸付収入、備考欄の8行目の栃木勤労青少年ホーム自動販売機設置収入から2つ下の10行目、勤労者体育センター自動販売機設置収入までにつきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入でございます。

次の旧栃木警察署敷地土地貸付収入につきましては、周辺の公共工事に伴いまして請負業者が仮設現場事務所設置及び資材置き場として旧栃木警察署敷地を利用した際の土地貸付収入でございます。

次の蔵の街観光館自動販売機設置収入、その下の蔵の街第1駐車場自動販売機設置収入の2項目につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入でございます。

次の栃木県南地方卸売市場土地貸付収入につきましては、有料で市場敷地の一部を貸し付けしている事業者の敷地使用料が主なものでございます。

次のかかしの里自動販売機設置収入、その下のプラッツおおひら自動販売機設置収入の2項目につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入でございます。

次のわたらせふれあい農園土地貸付収入につきましては、農園利用者への貸付収入であります。

次の道の駅みかも自動販売機設置収入、その下の道の駅にしかた自動販売機設置収入の2項目につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入でございます。

次のページをお開きください。備考欄3行目の栃木第四地区コミュニティセンター自動販売機設置収入から、そのページの最後にごございます静和地区公民館自動販売機設置収入までの18項目、それからあわせて次のページをお開きください。備考欄の1行目にごございます屋内運動場自動販売機設置収入から9行目にありますおおひら歴史民俗資料館自動販売機設置収入までにつきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入でございます。

以上、16款1項1目財産貸付収入の説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） 飯島課長。

○スポーツ振興課長（飯島正則君） 続きまして、2目1節利子及び配当金につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、142、143ページをお開きください。備考欄の上から10項目め、創業支援中村由美子基金利子、次の中山間地域農村環境保全基金利子、次のさくら基金利子、2項目飛びまして奨学基金利子から一番下のふるさと文化振興基金利子までの6項目につきましては、各基金の元本に対する預金利子であります。

以上、16款1項2目利子及び配当金の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） 続きまして、17款寄附金についてご説明いたします。

恐れ入りますが、148、149ページをお開きください。1項6目1節教育総務費寄附金、備考欄の教育総務費寄附金につきましては、篤志奨学基金への個人4名と1団体からの寄附金であります。

続きまして、3節社会教育費寄附金、備考欄のふるさと文化振興基金寄附金につきましては、5団体からの寄附金であります。

続きまして、18款繰入金についてご説明いたします。恐れ入りますが、150、151ページをお開きください。1項3目1節千塚町上川原産業団地特別会計繰入金につきましては、ご説明する前に1点修正をお願いいたします。備考欄では「千塚上川原」となっておりますが、正しくは「町」が入りまして、「千塚町上川原」となります。資料の修正をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。本繰入金につきましては、千塚産業団地の分譲に伴う土地の売り払い収入のうち特別会計での余剰金分を繰り入れるものであります。

次のページをお開きください。2項8目1節図書館振興基金繰入金、備考欄の図書館振興基金繰入金につきましては、図書館6館の図書資料購入費及び栃木図書館の青少年向け個人文庫の図書資料購入のための財源等として図書館振興基金から繰り入れたものであります。

続きまして、9目1節ふるさと文化振興基金繰入金、備考欄のふるさと文化振興基金繰入金につきましては、路傍の石俳句大会開催事業費、文化振興計画策定事業費、とちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費、とちぎ蔵の街美術館作品収集事業費、鍾馗図・三福神の相撲図複製画作成事業費の財源としてふるさと文化振興基金からの繰入金であります。

次のページをお開きください。12目1節さくら基金繰入金、備考欄のさくら基金繰入金につきましては、西方地域金崎の桜の枝剪定作業委託料の財源として、さくら基金からの繰入金であります。

続きまして、15目1節スポーツ振興基金繰入金、備考欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、少年スポーツ振興事業費、スポーツ大会開催委託事業費の財源としてスポーツ振興基金からの繰入金であります。

続きまして、16目1節義務教育施設整備基金繰入金、備考欄の義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校プール整備事業費の財源として義務教育施設整備基金からの繰入金であります。

次のページをお開きください。18目1節創業支援中村由美子基金繰入金、備考欄の創業支援中村由美子基金繰入金につきましては、蔵の街とちぎビジネスプランコンテストの賞金及び開催費用の財源として創業支援中村由美子基金から繰り入れたものであります。

以上、17款1項5目教育費寄附金から18款2項18目創業支援中村由美子基金繰入金までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 続きまして、20款諸収入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、160、161ページをお開きください。3項3目1節労働諸費貸付金元利収入、備考欄の勤労者向け資金融資預託金元金収入につきましては、勤労者向け資金融資制度の原資として、中央労働金庫栃木支店へ支出しました預託金が、平成29年度末に返還されたものであります。

次のページをお開きください。続きまして、4目1節農業費貸付金元利収入、備考欄の観光農園施設整備等資金貸付金元利収入につきましては、株式会社観光農園いわふねの施設整備等資金貸付金の返済利息分であります。

続きまして、5目1節商工費貸付金元利収入、備考欄の1行目、中小企業向け資金融資預託金元金収入から中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金元金収入の4項目につきましては、それぞれの融資制度の原資として栃木県信用保証協会及び3金融機関へ支出しました預託金が、平成29年度末に返還されたものであります。

続きまして、7目1節教育総務費貸付金元利収入、備考欄の入学資金融資預託金元利収入につきましては、入学資金融資預託金元金と預託金預け入れに対して発生した利子であります。

続きまして、4項1目1節農業費受託事業収入、備考欄の農地中間管理機構業務受託収入につきましては、市が農地中間管理事業に係る業務の一部を実施するに当たっての栃木県農業振興公社からの受託料であります。

以上、20款3項3目労働費貸付金元利収入から20款4項1目農林水産業費受託事業収入までの説明を終了いたします。

○委員長（平池紘土君） 小野寺文化課主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 続きまして、5項4目2節雑入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、170、171ページをお開きください。備考欄の1項目め、損失補償回収金等（商工振興課）につきましては、栃木市中小企業緊急景気対策特別資金の損失補償に係る回収金であります。

次の災害共済金につきましては、横山郷土館の落雷被害に対する共済金であります。

次の栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等（農業振興課）につきましては、民営化以前に本市から栃木県南公設地方卸売市場事務組合へ派遣されていた職員1名分の給与負担金及び公設事務組合の解散に伴う決算剰余金が主なものであります。

次の維持管理適正化事業補助金等（農林整備課）につきましては、愛宕用水地区で実施した維持管理適正化事業に対する栃木県土地改良事業団体連合会からの交付金が主なものであります。

次の道の駅みかも指定管理者市納入金等（藤岡産業振興課）及び次の道の駅にしかた指定管理者市納入金等（西方産業振興課）につきましては、それぞれ指定管理者からの納入金が主なものであります。

次に、6項目飛びまして、下から7項目めの臨海自然教室送迎用バス借上費用保護者負担金等（学校教育課）につきましては、臨海自然教室実施に伴う児童等送迎用バス借上料の保護者負担分が主なものであります。

次の電話使用料等（学校施設課）につきましては、建物総合損害共済災害共済金、自動車損害共済災害共済金、学校災害賠償補償保険金及び小中学校公衆電話使用料であります。

次の栃木中央小学校給食共同調理場給食費から1ページおめぐりいただきまして、172、173ページの備考欄14項目め、下から8項目めになります、の学校給食費滞納繰越分（岩舟）までの19項目につきましては、市内44小中学校の児童生徒、教職員等を含めた給食費であります。

次の学校給食廃油処理売上金等（保健給食課）につきましては、学校給食調理場で使用した油を処分したときの売上金及びとちぎの地産地消給食推進事業のためのとちぎ地産地消県民運動実行委員会からの助成金等が主なものであります。

次のセミナー受講料等（生涯学習課）につきましては、栃木市民大学受講料及びコミュニティセンター助成事業助成金が主なものであります。

次のコピー機使用料等（公民館課）につきましては、市民会館内に入居している公益法人栃木市シルバー人材センターからの光熱水費等実費負担金及び平成29年7月に発生した藤岡公民館落雷被害による建物総合損害共済災害共済金が主なものであります。

次の雑入（大平公民館）につきましては、大平西地区公民館に入居している西部土地改良区及び大平東地区公民館に入居している大美間土地改良区からの使用電気料が主なものであります。

次の大会参加者負担金等（スポーツ振興課）につきましては、スポーツ振興くじ助成金、少年スキー教室参加者負担金、西方総合公園運動場の電気料金に含まれる水道配水場に係る電気料のほか、各種スポーツ大会・教室を開催した際の参加料が主なものであります。

次の市町史売払収入等（文化課）につきましては、市町史売払収入、とちぎ蔵の街美術館の図録等の売払収入、栃木文化講座受講料等の収入、花王芸術・科学財団助成金及び芸術文化振興基金助成金であります。

次のページをお開きください。174、175ページの備考欄1項目め、農業者年金業務委託金等（農業委員会）につきましては、農業者年金への加入の促進、受給該当者の指導を行う事務費に対する委託金等であります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳入につきまして所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（平池紘土君） ありがとうございます。

以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第9号の説明聴取

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第2、平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました認定第9号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、決算書の630、631ページをお開きください。1款産業団地造成事業費からご説明いたします。1項1目産業団地造成事業費につきましては、右の備考欄の千塚町上川原産業団地造成事業費をごらんください。まず、維持管理費等委託料につきましては、平成28年度から継続で実施しています自然環境モニタリング調査業務委託や産業団地内の除草等維持管理業務委託が主なものであります。

次の事業認可変更・換地計画処分・区画整理登記等業務委託料につきましては、千塚町上川原土地区画整理事業の完了に伴う事業計画変更、換地処分及び換地した筆の法務局登記等のために実施したものであります。

次の公共施設移管資料作成業務委託料につきましては、千塚産業団地内の道路、公園等の公共施設をそれぞれの所管課へ引き継ぐために資料作成を実施したものであります。

次の産業団地造成等工事費につきましては、区画道路の舗装工事や案内看板設置工事、河川管理用道路修繕工事等の工事請負費であります。

次の土地購入費につきましては、平成28年度に未相続だった方等の用地約2,997平米の土地購入費であります。

次の上水道事業者負担金につきましては、産業団地に配水するための水道事業者への平成29年度

分の負担金であります。

続きまして、632、633ページをお開きください。2款公債費につきましてご説明いたします。1項1目元金につきましては、平成26、27年度市債借り入れ分の定期償還及び繰上償還であります。

1項2目利子につきましては、平成26年度から平成28年度借り入れ分の市債償還利子の支払いであります。

続きまして、634、635ページをお開きください。3款諸支出金につきましてご説明いたします。1項1目他会計繰出金につきましては、千塚産業団地の分譲に伴う土地の売払収入のうち、特別会計での余剰金分を一般会計に繰り出すものであります。

以上で平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、決算書の618、619ページをお開きください。1款使用料及び手数料についてご説明いたします。1項1目1節商工使用料につきましては、産業団地内に設置された電柱の占用使用料であります。

続きまして、620、621ページをお開きください。2款財産収入についてご説明いたします。1項1目1節土地売払収入につきましては、千塚産業団地に立地した企業8社に分譲した16万1,205.54平米分の土地売払収入であります。

続きまして、622、623ページをお開きください。3款繰入金についてご説明いたします。1項1目1節一般会計繰入金につきましては、一般会計から特別会計への繰入金であります。

続きまして、624、625ページをお開きください。4款繰越金についてご説明いたします。1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成28年度から平成29年度への繰越金であります。

続きまして、626、627ページをお開きください。5款諸収入についてご説明いたします。1項1目1節雑入につきましては、千塚町上川原産業団地特別会計に係る普通預金の預金利子であります。

続きまして、628、629ページをお開きください。6款市債についてご説明いたします。1項1目1節産業団地造成事業債につきましては、分譲収入により事業費を賄うことができたため、平成29年度の借り入れはございませんでした。

続きまして、636ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。歳入総額23億9,608万4,000円、歳出総額23億8,958万円であり、差引額は650万4,000円であります。差引額の実質収支額650万4,000円を平成30年度へ繰り越ししました。

以上で平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては9月18日に開催する常任委員会において審査願うこ

とになりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で産業教育常任委員会を終了いたします。
お疲れさまでした。

（午前11時51分）